

第 6 2 号議案

公益的法人等への中野区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

職員を派遣することができる公益的法人等として、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を追加する必要がある。

公益的法人等への中野区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への中野区職員の派遣等に関する条例（平成29年中野区条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「一般社団法人地方税電子化協議会」を「次に掲げる団体」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 一般社団法人地方税電子化協議会
- (2) 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の第2条第1項の規定による公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への職員の派遣に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。